

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県高岡総合プール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第161号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県営富山弓道場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第162号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県福光射撃場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
庄川自動車株式会社 砺波市庄川町金屋 6 番地
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31日まで

富山県告示第163号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県スキージャンプ場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
大山観光開発株式会社 富山市原55番地
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31日まで

富山県告示第164号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県漕艇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第165号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県上市カヌー競技場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第166号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県西部体育センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県スポーツ協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県公安委員会告示第23号

特定講習の廃止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名

(1) 指定講習機関の名称 富山県自動車学園 黒部自動車学校

(2) 指定講習機関の住所 富山県黒部市犬山54番地

(3) 指定講習機関の代表者氏名 辻川 徹

2 廃止する特定講習の種別

原付免許に係る初心運転者講習

3 廃止年月日

令和8年4月1日

富山県公安委員会告示第24号

特定講習の廃止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名

- (1) 指定講習機関の名称 富山県自動車学園 滑川自動車学校
- (2) 指定講習機関の住所 富山県滑川市菰原 168番地
- (3) 指定講習機関の代表者氏名 辻川 徹

2 廃止する特定講習の種別

原付免許に係る初心運転者講習

3 廃止年月日

令和8年4月1日

富山県公安委員会告示第25号

特定講習の廃止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

- 1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名
 - (1) 指定講習機関の名称 富山県自動車学園 高岡自動車学校
 - (2) 指定講習機関の住所 富山県高岡市蓮花寺 735番地
 - (3) 指定講習機関の代表者氏名 辻川 徹
- 2 廃止する特定講習の種別
原付免許に係る初心運転者講習
- 3 廃止年月日
令和8年4月1日

富山県公安委員会告示第26号

特定講習の廃止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

- 1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名
 - (1) 指定講習機関の名称 富山県自動車学園 砺波自動車学校
 - (2) 指定講習機関の住所 富山県砺波市鷹栖出 860番地
 - (3) 指定講習機関の代表者氏名 辻川 徹
- 2 廃止する特定講習の種別
原付免許に係る初心運転者講習
- 3 廃止年月日
令和8年4月1日

富山県公安委員会告示第27号

特定講習の休止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項及び指定講習機関の指定等に関する規則（令和4年富山県公安委員会規則第7号）第7条第2項の規定により告示する。

令和8年3月30日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名

- (1) 指定講習機関の名称 学校法人南砺自動車学校
- (2) 指定講習機関の住所 富山県南砺市高宮6480番地
- (3) 指定講習機関の代表者氏名 綿貫 雄介

2 休止する特定講習の種別

取消処分者講習

3 休止年月日

令和8年4月1日

4 休止の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで